

労働基準監督官の業務

－厚生労働本省・労働局・労働基準監督署の関係－

＜ 厚生労働本省・労働局・労働基準監督署の関係 ＞

労働基準監督官の業務内容は多種多様であり、厚生労働本省で働く者、都道府県労働局で働く者、労働基準監督署で働く者、各々が監督関係業務に限らず、労災補償業務、安全衛生業務などに従事しています。ここでは、監督関係業務について、厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署がどのような役割を果たして行政運営しているのかを説明します。

＜ 労働基準監督機関の体制 ＞

厚生労働本省

＜ 具体的な業務内容 ＞



- I 労働基準法、最低賃金法などの法律の施行に関し、全国斉一的な行政運営を確保するため通達を発出
- II 法令の適用にあたっての労働局、労働基準監督署からの疑義照会に対する回答・指示
- III 労働基準監督官の権限行使について、適正に行われているか労働局を指導（中央監察）
- IV 都道府県をまたぐ、広域の個別事案について労働局間の指導・調整
- V 全国一斉監督指導（若者の「使い捨て」が疑われる企業等への集中的な監督など）の指示

労働局

＜ 具体的な業務内容 ＞



- I 労働基準監督署に対する年間監督指導計画の作成の指示
- II 監督指導計画の達成状況に関する管理・指導
- III 労働基準監督官の権限行使について、適正に行われているか労働基準監督署を指導（地方監察）
- IV 署の管轄区域をまたぐ、広域の個別事案について労働基準監督署間の指導・調整
- V 重大悪質事案の処理方針の指示、地方検察庁との連携
- VI 管下労働基準監督官に対する研修

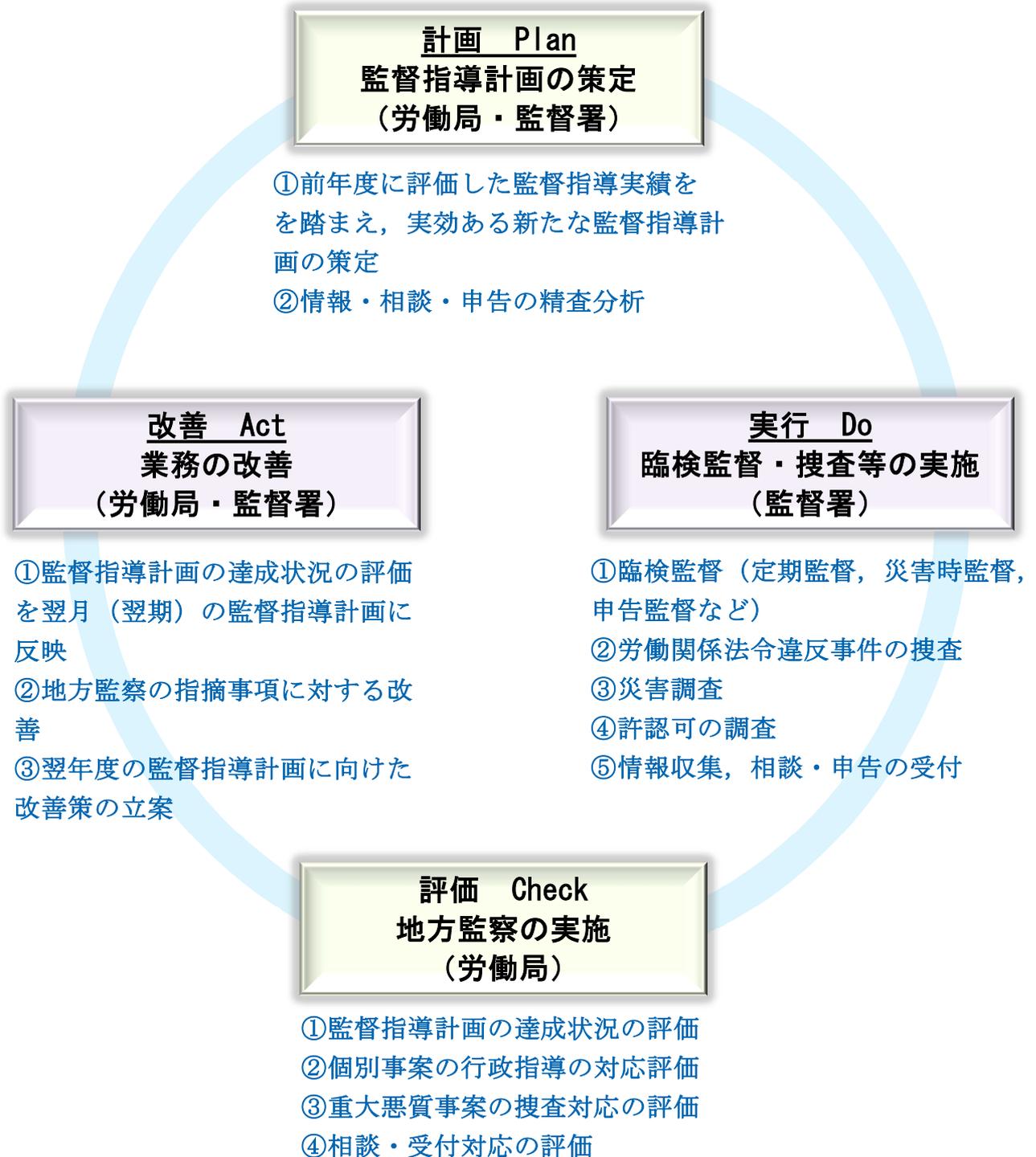
労働基準監督署

＜ 具体的な業務内容 ＞

- I 企業等に対する臨検監督
- II 司法警察員として労働基準関係法令違反について捜査
- III 許可・認可事案の調査
- IV 労働者からの相談・申告の対応
- V 許認可関係・就業規則・36協定の受付・指導
- VI 企業等を集めて法制度の説明（集団指導）

＜ 監督関係業務 推進・展開のためのPDCAサイクル ＞

－ 労働局と労働基準監督署の関係を中心として －



* このページでは労働基準監督署のことを「監督署」と記載しています。